

平成25年度から国民健康保険税の納期が変わりました

お問い合わせ 市役所税務課 ☎63-5110
市民生活課 国保係 ☎63-5112

平成25年4月から、国民健康保険加入者の皆さまの納付1回あたりの負担を少しでも軽減し、計画的な納付ができるよう、国民健康保険税の普通徴収の納期を年6回から年12回に変更しました。

■国民健康保険税（普通徴収）の納期

平成24年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期		2期		3期		4期		5期		6期	



平成25年度

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

■国民健康保険税を口座振替で納付されている方

お申し込みいただいた口座から毎月振り替えさせていただきますので、残高確認をお願いします。（ただし、税額がある納期に限ります。）

■年金から国民健康保険税を差し引かれる方（特別徴収）

これまでどおり年金支給月（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に差し引かれます。

平成25年度から市税等がコンビニエンスストアでも納付できるようになりました

お問い合わせ 市役所税務課 収納係 ☎63-5110

平成25年4月から、市税等をこれまでの市役所・金融機関・郵便局などの取扱窓口に加え、日本全国の主なコンビニエンスストアで納付できるようになりました。

これに伴い、納付書の様式が変更になりましたので、納付される際には税目や納期をご確認の上、お間違えのないようご注意ください。

対象税目等	個人市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料
-------	---

■コンビニエンスストアでの納付について

休日や夜間を問わず納付できますが、下記の場合はコンビニエンスストアでの納付ができませんので、納付書（裏面）に記載の金融機関、市役所各窓口で納付してください。

- ①納付書にバーコードが印字されていない場合、
- ②納付書のバーコードを読込むことができない場合、
- ③納付書の金額に訂正がある場合、
- ④納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合、
- ⑤納付書に記載のコンビニ取扱期限を過ぎた場合

■納付できるコンビニエンスストア（50音順）等

エブリワン、MMK設置店、暮らしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン

■納付書様式の変更について

上記の対象税目等に記載の納付書様式が統一されます。

また、納付書は各納期に1枚ずつの納付書となり、綴じられていない状態となりますので税目や納期の順番をお確かめのうえ納付をお願いします。

